

第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 業務の目的

第一に、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第61条の規定に基づき、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、法に基づく業務の円滑な実施に関する第3期坂井市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）を策定することを目的とする。

第二に、令和5年4月のこども基本法の施行及びこども家庭庁の発足を受けて、今後公表が予定されているこども大綱についての情報収集を行うとともに、第3期計画と市町村こども計画との関連性について整理することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

令和5年度業務

(1) 基礎資料の整理

坂井市の子育て支援に関する現状と課題の分析等を行う。

(2) ニーズ調査業務

法第61条第8項の規定に基づき、第3期計画策定に向けた坂井市におけるニーズ調査及び調査結果の分析を次のとおり行う。

ア. ニーズ調査のための打ち合わせ

イ. スケジュール作成及び進捗管理

ウ. ニーズ調査及び調査結果の分析

① 調査票の作成

国から示される調査票案と坂井市独自の追加設問事項等を基に調査票素案を作成する。調査票は、2種類作成する。

・就学前児童の保護者用 A4版 20ページ程度

・小学生の保護者用 A4版 12ページ程度

また、回答を効率的に行う観点からWeb版についても下記のとおり作成する。

・回答用フォーム

・フォーム用二次元コード

・Webデータ集計

(※) 同一回答者が紙・Web重複して回答した場合、その内容を把握できるような手立てを講じる。

② 調査票の印刷

・就学前児童の保護者用 1,000部

・小学生の保護者用 1,000部

③ 封筒の作成

・長3サイズ 2,000部×2種類（合計4,000部）

④ データ入力

- ⑤ データ収集、単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめと分析
(※) 調査票の封入、封緘及び宛名ラベル貼付、配布・回収は市で行う。郵送経費についても市が負担する。

エ. 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析

① 教育・保育ニーズ量の算出

国又は県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し「確保方策」を検討する。

② 地域子ども・子育て支援事業量の算出

国又は県への報告が必要な事業の「量の見込み」を算出し「確保方策」を検討する。

③ その他、坂井市に特に必要となる施策の事業量の算出

オ. 調査結果の総括・成果品の仕様

調査結果の分析コメントや第3期計画策定時における課題抽出をはじめ、ニーズへの言及等を対象者別にクロス集計表やグラフを用いて調査結果を取りまとめる。成果品の仕様等については次のとおりとする。

- ・ ニーズ調査結果集計表
- ・ 調査結果報告書
A4版 表紙・本文1色刷 製本2部
電子データ一式（原本・PDF版）
- ・ 回収調査票全部
- ・ 収集データ及び報告書データを収録した電子媒体（CD-R等）

(3) 情報収集等

こども家庭庁からの、こども大綱・市町村こども計画に係る情報収集等を行う。

令和6年度業務

(1) 基礎資料の整理

坂井市の子育て支援に関する現状と課題の分析等を行う。

(2) 第3期計画案策定に係る業務

令和5年度業務の結果を反映し、第3期計画（案）の作成を行う。

ア. 第3期計画策定のための打ち合わせ

イ. スケジュール作成及び進捗管理

ウ. 現計画の検証

施策の方向、事業内容、目標数値等について検証した上で、子ども・子育て会議で審議する資料として結果をまとめる。

エ. ニーズ調査結果分析の整理

① 人口分析及びその結果に基づくニーズ量、課題分析等

② 教育・保育サービス需要等の推計

③ 地域子ども・子育て支援事業需要等の推計

④ 子ども数の将来推計

⑤ 施策別の目標指標に係る目標事業量の推計

オ. 第3期計画案の作成

カ. 定量的目標値の設定

キ. 第3期計画案に係るパブリックコメントの実施支援、補正・修正等

ク. 第3期計画推進に向けた施策の検討

ケ. 第3期計画書概要版の作成

(3) 第3期計画書等の作成

ア. 第3期計画書等の印刷に係る仕様

① 第3期計画書

- ・ A4版 100ページ程度 表紙・裏表紙カラー、本文1色刷
製本3部 電子データ式（原本・PDF版）
- ・ 挿絵等を適宜挿入（委託業者で作成したものに限り）

② 第3期計画書概要版

- ・ A4版 8ページ程度 カラー
製本3部 電子データ式（原本・PDF版）
- ・ 挿絵等を適宜挿入（委託業者で作成したものに限り）

イ. 第3期計画書等の納品等

第3期計画書等の納品場所は坂井市子ども福祉課とする。なお、第3期計画書等の著作権は坂井市に帰属する。

ウ. 第3期計画書等の原稿

第3期計画書等の原稿はワード・エクセル等再編集可能なファイル形式及び状態にて、印刷用のPDFデータとともにその電子媒体等を納品すること。

(4) 子ども・子育て会議への支援

子ども・子育て会議（令和5年度は残り2回予定・令和6年度は年6回予定）の開催にあたり資料作成を行い、会議には必要に応じてオブザーバーとして出席し説明支援を行い、会議結果の議事録（要約）を作成し、その後の作業に反映させる。

(5) 情報収集等

こども家庭庁からの、こども大綱・市町村こども計画に係る情報収集等を行う。

5 その他

(1) 策定スケジュール

第3期計画策定の主な工程は、次のとおり予定している。

年度	業務内容	時期
令和5年度	ニーズ調査票の発送	令和5年12月～ 令和6年1月
	ニーズ調査結果の中間報告	令和6年2月
	ニーズ調査結果の最終報告	令和6年3月
令和6年度	第3期計画中間取りまとめ	令和6年9月
	パブリックコメント	令和7年1月
	第3期計画の完成	令和7年3月

(2) 契約方法

企画提案で選定された業者と随意契約により、本業務委託契約を締結する。

(3) 委託期間

令和5年度業務 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
令和6年度業務 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入期限

本業務における調査結果及び調査結果に基づいて整理分析した報告書並びに策定した第3期計画案等について、国又は県への報告が必要な事項は、その報告期限内に報告ができるよう成果品を納入すること。

(5) 個人情報の保護

本業務により知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

(6) 支払時期

ニーズ調査業務及びニーズ調査付随業務については令和5年度末に、第3期計画策定業務及び第3期計画策定付随業務については、令和6年度末に分けて支払う。

(7) 別途対応

この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。